

労働保険事務組合

エンジェル会だより

会 長 森戸 常雅
社会保険労務士 西川 純子
社会保険労務士 小田 知輝

〒730-0017 広島市中区鉄砲町7番8号

ホームページ: <http://www.m-cg.co.jp>

3月の事務カレンダー

- 10日** ○源泉徴収税額・住民税特別徴収税額の納付【郵便局または銀行】
○雇用保険被保険者資格取得届の提出【公共職業安定所】
- 17日** ○**所得税、個人住民税、個人事業税、贈与税の確定申告・納税**【税務署】
- 31日** ○法人税の申告と納税（1月決算法人及び7月決算法人の中間申告）【税務署】
○個人消費税の申告と納税【税務署】
○健保・厚生年金保険料の納付【郵便局または銀行】

令和7年度の健康保険料率

令和7年度の健康保険料率、介護保険料率が以下のとおり決定しました。

	令和7年度	令和6年度（参考）
健康保険料率（広島県）	9.97%	9.95%
健康保険料率（山口県）	10.36%	10.20%
介護保険料率（全国一律）	1.59%	1.60%

保険料納付額への影響（標準報酬月額が30万円の場合）

広島県

健康保険料 $300,000円 \times 0.02\% = 60円$ ↑（被保険者分30円 ↑）介護保険料 $300,000円 \times 0.01\% = 30円$ ↓（被保険者分15円 ↓）

山口県

健康保険料 $300,000円 \times 0.16\% = 480円$ ↑（被保険者分240円 ↑）介護保険料 $300,000円 \times 0.01\% = 30円$ ↓（被保険者分15円 ↓）変更後の保険料率は、令和7年3月分（4月納付分）から適用されます。

令和7年4月新設

出生後休業支援給付金

子の出生直後の一定期間に、両親ともに14日以上の子育て休業を取得した場合に、育児休業給付金または出生児育児休業給付金と併せて**出生後休業支援給付金**が**最大28日間**支給されます。

○支給要件

- ①「**被保険者**」が、対象期間^{※1}に、同一の子について、出生児育児休業給付金が支給される出生児育児休業（以下、「産後パパ育休」という）または育児休業給付金が支給される育児休業を通算して**14日以上**取得したこと。

※1 対象期間

① **被保険者が産後休業をしていない場合**

→「子の誕生日または出産予定日のうち早い日」から「子の誕生日または出産予定日のうち遅い日から起算して**8週間**を経過する日の翌日」までの期間。

② **被保険者が産後休業をした場合**

→「子の誕生日または出産予定日のうち早い日」から「子の誕生日または出産予定日のうち遅い日から起算して**16週間**を経過する日の翌日」までの期間。

- ②「**被保険者の配偶者**」が、「子の誕生日または出産予定日のうち早い日」から「子の誕生日または出産予定日のうち遅い日から起算して8週間を経過する日の翌日」までの期間に通算して**14日以上**の子育て休業を取得したこと、または、子の誕生日の翌日において「配偶者の育児休業を要件としない場合^{※2}」に該当していること。

※2 配偶者の育児休業を要件としない場合

子の誕生日の翌日において次の1～7のいずれかに該当する場合は、配偶者の育児休業を必要としません。

- 1.配偶者がいない
- 2.配偶者が被保険者の子との法律上の親子関係がない
- 3.被保険者が配偶者から暴力を受け別居中
- 4.配偶者が無業者
- 5.配偶者が自営業者やフリーランスなど雇用される労働者でない
- 6.配偶者が産後休業中
- 7.1～6以外の理由で配偶者が育児休業をすることができない

○支給額

支給額 = 休業開始時賃金日額 × 休業期間の日数（最大28日） × 給付率13%

※育児休業給付金または出生児育児休業給付金と合わせて、給付率80%
（手取り10割相当）となります。

○出生後休業支援給付金のイメージ

<事例>

- ・ 出産予定日 2025/4/10、出生日 2025/4/15
- ・ ママは産後休業に引き続き、子が 1 歳に達する日まで育児休業を取得
- ・ パパは出産予定日 2025/4/10 より、28 日間の産後パパ育休を取得

スケジュール		ママ	パパ
(2025) 4/10	・ 出産予定日 (対象期間①②開始) ・ 産後パパ育休開始	出産手当金	出生児育児休業給付金 + <u>出生後休業支援給付金</u>
4/15	・ 出生日 ・ 産前休業終了		
4/16	・ 産後休業開始		
5/7	・ 産後パパ育休終了		
6/10	・ 子の出生日または出産予定日の うち遅い日から起算して 8 週間 を経過する日の翌日 (対象期間①終了) ・ 産後休業終了		
6/11	・ 育休開始	育児休業給付金 + <u>出生後休業支援給付金</u>	
7/8			
7/9		育児休業給付金	
8/5	・ 子の出生日または出産予定日の うち遅い日から起算して 16 週 間を経過する日の翌日 (対象期間②終了)		
(2026) 4/13			
4/14	・ 育休終了		